

東日本大震災の救済に関する決議

平成23年3月11日14時46分ごろ、マグニチュード9.0という世界最大級の東北地方太平洋沖地震が発生した。

巨大地震とそれに伴う最大10メートルを超える津波は、東北地方をはじめとする東日本の広い範囲に甚大な被害をもたらした。多数の尊い命と、住宅などの財産が失われ、交通・通信網などのライフラインも壊滅し、多数の住民が孤立、避難をした住民は救助を求めており、安否が不明の住民は1万数千人に達するなど、日を追って判明する被害の状況は拡大している。

また、福島第一原子力発電所においても、その施設が甚大な被害を受け、住民の被曝も確認されており、広範囲にわたり周辺住民は避難を余儀なくされている。多くの地域が壊滅的被害を受ける中、避難生活を強いられる住民は26万人以上に達しており、早急な被災者救済及び被災地復旧のための支援が強く求められる。

わたしたちは、平成17年福岡県西方沖地震、一昨年からの豪雨災害における町外からの物心両面の支援に深謝をこめて、ここに、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、被災された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、関係各方面からの広範な支援を願い、那珂川町議会として、被災者及び被災地への支援をするために最大限の努力を行う。

以上、決議する。

平成23年3月24日

福岡県筑紫郡那珂川町議会